

新川西部流域下水道



新川西部流域下水道の概要

新川西部流域下水道は、名古屋市の北西部に位置する清須市、北名古屋市、稲沢市を対象とした流域下水道です。

当地域は、名古屋市の北西部に隣接し市街化が進んでいますが、下水道が整備されていないため、生活排水などが側溝を通じて河川に流入し、汚泥の堆積や水質汚濁などの問題があります。また、新川が流入する伊勢湾においては富栄養化が問題となっており、下水道の整備が緊急の課題となっています。

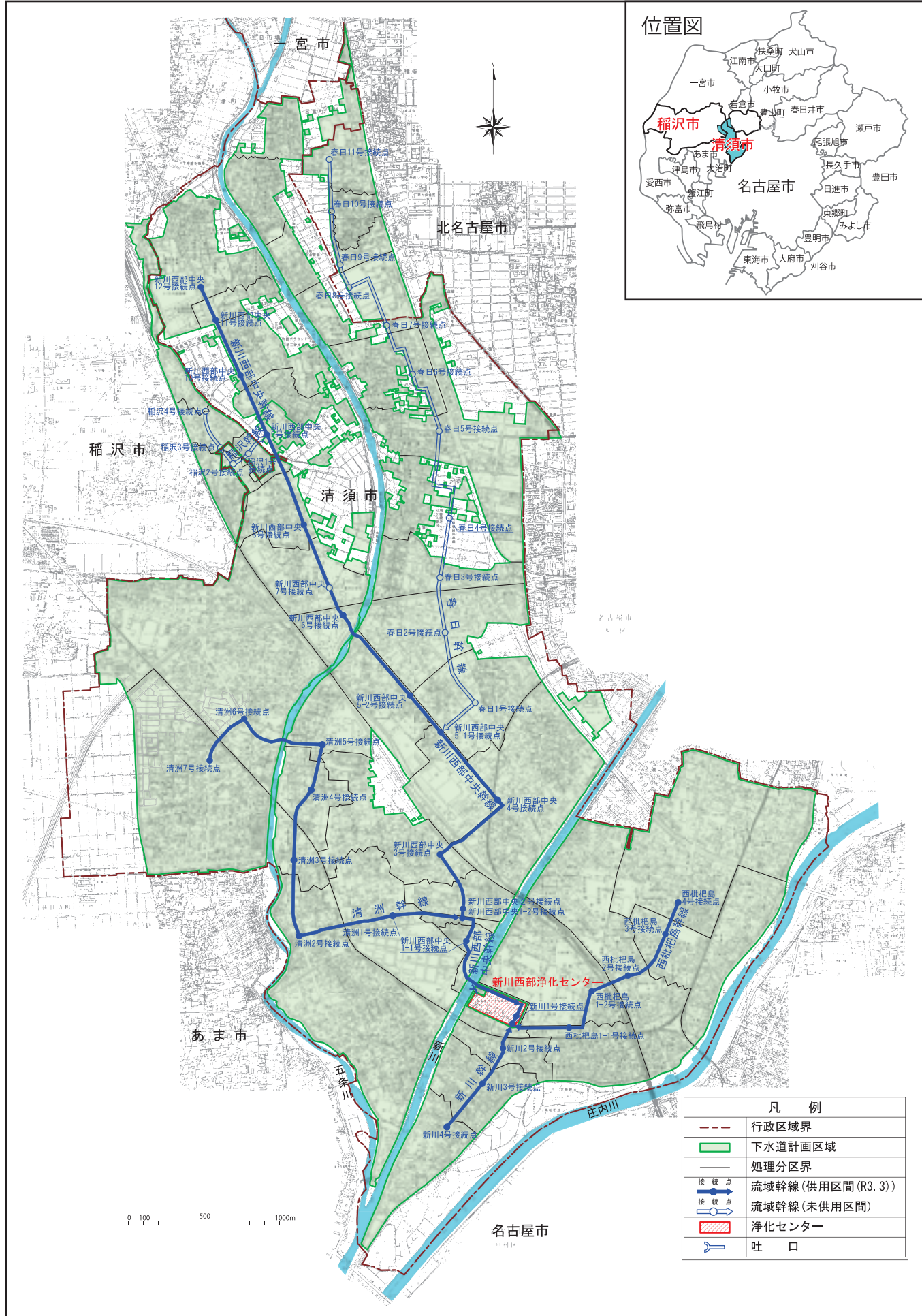
こうした中で、都市の健全な発達と良好な生活環境を確保し、あわせて、公共用水域の水質保全を図るため、平成17年度から県下11番目の流域下水道として事業を進め、平成25年3月末に供用開始しました。

■全体計画の概要

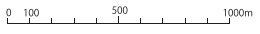
項目	清須市	北名古屋市	稲沢市	3市計
計画処理区域面積 (ha)	1,319.7	41.9	33.0	1,394.6
計画処理人口 (人)	67,180	1,570	2,210	70,960
日最大計画汚水量 (m ³ /日)	36,926	854	1,118	38,898 →38,900
幹線管渠延長 (m)	新川西部中央幹線		5,590	16,580
	西枇杷島幹線		1,600	
	新川幹線		820	
	清洲幹線		3,380	
	春日幹線		4,490	
	稲沢幹線		700	
排除方式	分流式			
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法+急速ろ過法			
終末処理場面積 (ha)	5.21			
放流先	一級河川 庄内川水系 新川			
計画目標年次	令和7年度			

■新川西部流域下水道対象市の概要

項目	清須市	北名古屋市	稲沢市	3市計
行政面積 (ha)	1,735	1,837	7,935	11,507
行政人口 (人)	69,239	86,181	135,941	291,361



位置図



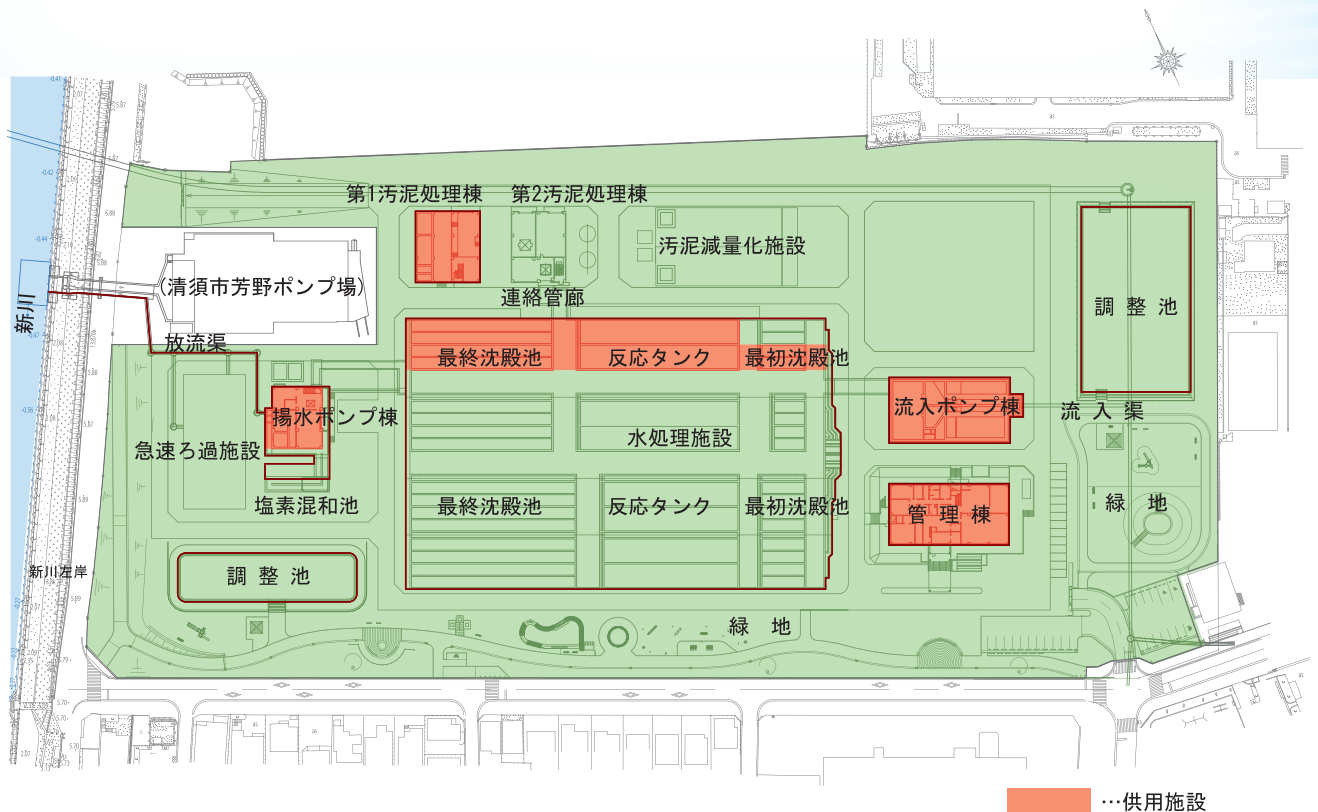
凡 例	
	行政区境界
	下水道計画区域
	処理分界
	流域幹線(供用区間(R3.3))
	流域幹線(未供用区間)
	浄化センター
	吐 口

新川西部浄化センターの概要

新川西部浄化センターは、全体計画の規模が敷地面積5.21ヘクタール、汚水量38,900m³/日と県内の流域下水道の中では、コンパクトな浄化センターとなっております。

下水を処理する方法は、伊勢湾の富栄養化防止に寄与するよう、窒素、リンの除去率の高い凝集剤添加硝化脱窒法を採用しています。

また、地域のみなさまに親しまれる浄化センターを目指し、周辺緑地の整備・開放を積極的に行っています。



■主な処理施設

施設名		単位	供用施設	全体計画
管理棟		棟	1	1
流入ポンプ棟		棟	1	1
揚水ポンプ棟		棟	1	1
汚泥処理棟		棟	1	2
水処理施設	最初沈殿池	池	2	16
	反応タンク	池	2	8
	最終沈殿池	池	4	16
	急速ろ過施設	池	—	8
	塩素混和池	池	—	1
汚泥処理施設	機械濃縮機	台	—	3
	汚泥脱水機	台	2	2
	汚泥焼却炉	基	—	2

新川西部浄化センターのしくみ

流入ポンプ棟

地下深く流入してくる汚水について、大きなゴミをスクリーンで取り除いた後、ポンプで汲み上げます。

最初沈殿池

汚水を緩やかに流して比較的重い汚れを沈めます。沈んだものは生污泥と呼び、これは污泥処理施設に送ります。

反応タンク

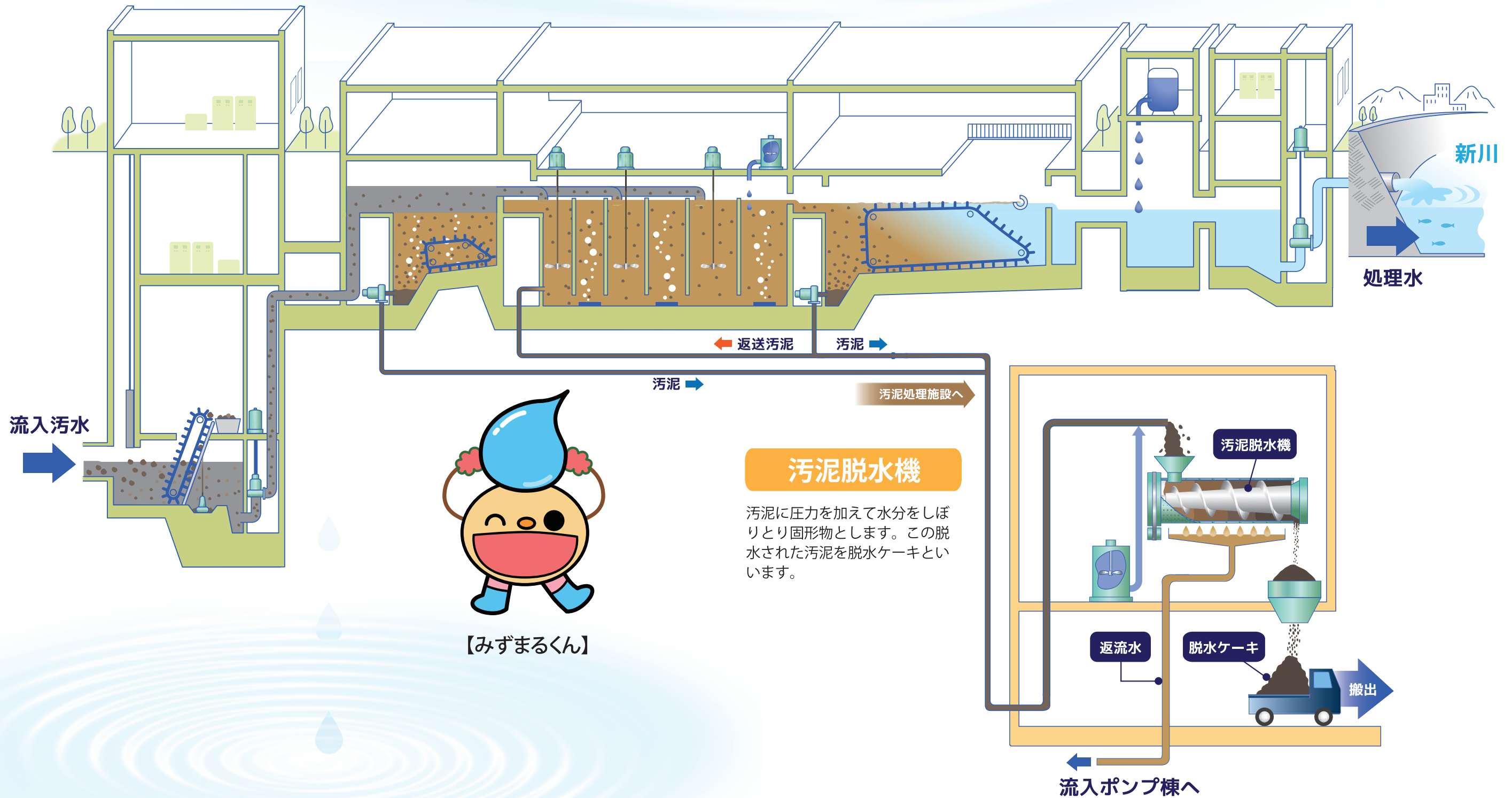
汚水と活性汚泥（＝微生物のかたまり）を、かき混ぜながら空気を吹き込みます。活性汚泥中の微生物は、汚水中の汚れ成分である有機物をエサとして体内に吸収してくれるため、水がきれいになります。エサを食べた微生物は増殖するため、活性汚泥の量がだんだん増えます。

最終沈殿池

汚水をとっても緩やかに流して、汚泥を沈殿させます。きれいになった上澄みの水を揚水ポンプ棟へ送ります。沈殿させた汚泥は再び反応タンクに戻し、増えすぎた分は污泥処理施設に送ります。

揚水ポンプ棟

上澄みの水に塩素を注入して消毒したのち放流します。河川の水位が高いときは、ポンプで汲み上げてから放流します。



污泥脱水機

污泥に圧力を加えて水分をしぼりとり固形物とします。この脱水された汚泥を脱水ケーキといいます。

【みずまるくん】

浄化センターの主な施設と放流先



管 理 棟



水処理施設



流入ポンプ棟



揚水ポンプ棟



汚泥処理棟

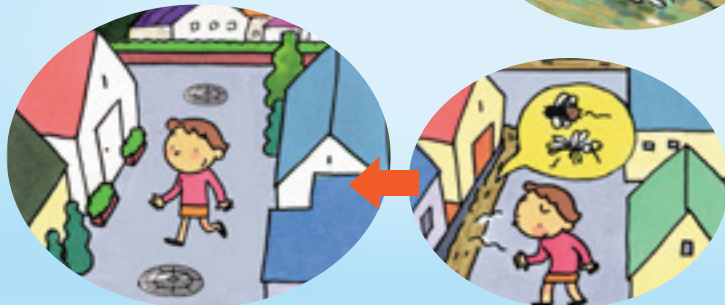


新川(放流先)

下水道の役割

河川や海の水質改善

家庭などから発生する汚水を、浄化センターできれいに処理して放流し、河川や海の水質を改善します。



生活環境の改善

側溝や水路への汚水の流入がなくなり、悪臭や蚊、ハエの発生を防ぎます。衛生的で快適な生活環境をつくりま

排水設備工事について



排水設備とは、トイレ、風呂場、台所、洗面所などで発生する汚水を、道路の下に埋設された下水道管に接続するために宅地内に設置されるもの（排水管、汚水ますなど）のことです。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人負担で設置及び維持管理を行うこととなります。下水道が利用できるようになった区域は、供用開始の公示がありますので、すみやかに排水設備を設置し下水道に接続してください。排水設備工事を行う際は、必ず市が指定した「指定工事店」へお申込みください。

■排水設備工事についてのお問合せ先

- ▶●清須市：清須市建設部上下水道課 052-400-2911(代表)
- ▶●北名古屋市：北名古屋市建設部下水道課 0568-22-1111(代表)
- ▶●稲沢市：稲沢市上下水道部下水道課 0587-21-4199(直通)

愛知県尾張建設事務所

都市施設整備課

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

TEL:052-961-7211 (代表)

尾張流域下水道出張所

管理課・設備課・施設課

小牧市新小木四丁目47番地

TEL:0568-71-4111 (代表)

(公財)愛知水と緑の公社 尾張北部事業所

小牧市新小木四丁目47番地

TEL:0568-75-2911 (代表)